

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
← 厚生労働省 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の
公布について
計7枚（本紙を除く）

Vol.527

平成28年3月23日

厚生労働省老健局

介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164)
FAX：03-3503-2167

老発 0323 第 4 号
平成 28 年 3 月 23 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 35 号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 79 号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 80 号）」及び「厚生労働大臣が定める年金を定める件（平成 28 年厚生労働省告示第 81 号）」が本日公布され、平成 28 年 8 月 1 日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

現在、特定入所者介護（予防）サービス費（以下「補足給付」という。）受給者の利用者負担段階区分のうち、第 2 段階と第 3 段階は、年金収入及び合計所得金額の合計額で判定しているが、負担の公平化という観点から、遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額も含めて判定することとするため、関係法令の規定の整備等を行うこととした。

第 2 改正の内容

1 介護保険法施行規則の一部改正

非課税年金情報に関し、年金保険者から補足給付の利用者負担段階のうち、第

2段階の判定の際に、課税年金収入等に加えて、非課税年金収入を勘案するに当たり、市町村は年金保険者から被保険者の非課税年金情報を入手することとなる。市町村は非課税年金情報について、年金保険者から国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を經由し入手することや通知の時期等の非課税年金情報の取得に係る事項を定めることとする。

- 2 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部改正及び介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部改正

食費並びに居住費及び滞在費の負担限度額の判定の際に利用者負担第2段階の支給基準である収入に、厚生労働大臣が定める年金（非課税年金）収入を追加することとする。

- 3 厚生労働大臣が定める年金を定める件

特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担第2段階の支給判定に当たり、勘案することとする非課税年金（遺族年金・障害年金）の種別を定めることとする

- 4 施行期日

平成28年8月1日

第3 その他

補足給付の非課税年金勘案の事務処理等については、別途通知するため参考とされたい。

○厚生労働省令第三十五号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百三条及び第二百四条の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十五条の四の次に次の一条を加える。

（年金保険者の市町村に対する通知）

第百六十五条の四の二 年金保険者は、毎年五月三十一日までに、当該年の一月一日現在において市町村の区域内に住所を有する者であつて四十歳以上のものに次に掲げる事項を、その者が当該年の四月一日現在において住所を有する市町村（法第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であつて、かつ、特別徴収の方法によつて保険料を徴収されている者であるときは、当該他の市町村とする。次項から第十三項までにおいて同じ。）に通知しなければならない。

一 氏名、住所、性別及び生年月日

二 当該者が支払を受けた全ての厚生労働大臣が定める年金たる給付（以下「非課税年金給付」という。）の種類及びその支払を行った年金保険者の名称並びに当該年の前年中の各非課税年金給付の支払額の総額

2 年金保険者は、毎年七月十日までに、当該年の四月二日から五月一日までの間に新たに次の各号のいずれかに該当するに至つた者の前項第一号に掲げる事項及び当該各号に定める事項を、その者が当該年の五月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

一 当該年の前年以前三年内に年金保険者から非課税年金給付の支払を受けることとなつた、当該年の一月一日現在において四十二歳以上である者 当該年の四月二日から五月一日までの間に新たに当該年の前年以前三年内に支払を受けることとされた全ての非課税年金給付の種類及びその支払を行う年金保険者の名称並びに各非課税年金給付の支払額の総額

二 当該年の前年以前二年内に年金保険者から非課税年金給付の支払を受けることとなつた、当該年の一月一日現在において四十一歳である者 当該年の四月二日から五月一日までの間に新たに当該年の前年以前二年内に支払を受けることとされた全ての非課税年金給付の種類及びその支払を行う年金保険者の名称並びに各非課税年金給付の支払額の総額

三 当該年の前年に年金保険者から非課税年金給付の支払を受けることとなつた、当該年の一月一日現在において四十歳である者 当該年の四月二日から五月一日までの間に新たに当該年の前年に支払を受けることとされた全ての非課税年金給付の種類及びその支払を行う年金保険者の名称並びに各非課税年金給付の支払額の総額

四 前項の規定に基づき通知した同項第二号の支払額の総額又は第一号から第三号までのいずれかの規定に基づき通知した支払額の総額（当該年の前年以前三年内に支払を受けることとなつたものに限り）に、当該年の四月二日から五月一日までの間に改定があつた者 改定後の前項第二号に定める事項又は改定後の第一号から第三号までのいずれかに定める事項

3 年金保険者は、毎年八月十日までに、当該年の五月二日から六月一日までの間に前項各号のいずれかに該当するに至つた者（この場合において、前項各号中「四月二日から五月一日」とあるのは、「五月二日から六月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び前項各号に定める事項を、その者が当該年の六月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

4 年金保険者は、毎年九月十日までに、当該年の六月二日から七月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者（この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」とあるのは、「六月二日から七月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の七月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

5 年金保険者は、毎年十月十日までに、当該年の七月二日から八月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者（この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」とあるのは、「七月二日から八月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の八月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

6 年金保険者は、毎年十一月十日までに、当該年の八月二日から九月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者（この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」とあるのは、「八月二日から九月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の九月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

7 年金保険者は、毎年十二月十日までに、当該年の九月二日から十月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者（この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」とあるのは、「九月二日から十月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の十月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

8 年金保険者は、毎年一月十日までに、当該年の前年の十月二日から十一月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者（この場合において、第二項第一号から第三号まで中「当該年の前年」とあるのは、「当該年の前々年」と、「当該年の一月一日」とあるのは、「当該年の前年の一月一日」と、「当該年の四月二日から五月一日」とあるのは、「当該年の前年の十月二日から十一月一日」と、「当該年の前年」とあるのは、「当該年の前々年」と、「当該年の四月二日から五月一日」とあるのは、「当該年の前年の十月二日から十一月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の十一月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

9 年金保険者は、毎年二月十日までに、当該年の前年の十一月二日から十二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者（この場合において、第二項第一号から第三号まで中「当該年の前年」とあるのは、「当該年の前々年」と、「当該年の一月一日」とあるのは、「当該年の前年の一月一日」と、「当該年の四月二日から五月一日」とあるのは、「当該年の前年の十一月二日から十二月一日」と、「当該年の前年」とあるのは、「当該年の前々年」と、「当該年の四月二日から五月一日」とあるのは、「当該年の前年の十一月二日から十二月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の十二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

10 年金保険者は、毎年三月十日までに、当該年の前年の十二月二日から当該年の一月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者（この場合において、第二項第一号から第三号まで中「当該年の前年」とあるのは、「当該年の前々年」と、「当該年の一月一日」とあるのは、「当該年の前年の一月一日」と、「当該年の四月二日から五月一日」とあるのは、「当該年の前年の十二月二日から当該年の一月一日」と、「当該年の前年」とあるのは、「当該年の前々年」と、「当該年の四月二日から五月一日」とあるのは、「当該年の前年の十二月二日から当該年の一月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の一月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

11 年金保険者は、毎年四月十日までに、当該年の一月二日から二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（この場合において、第二項第一号から第三号まで中「当該年の前年」とあるのは「当該年の前々年」と、「当該年の一月一日」とあるのは「当該年の前年一月一日」と、「四月二日から五月一日」とあるのは「一月二日から二月一日」と、同項第四号中「当該年の前年」とあるのは「当該年の前々年」と、「四月二日から五月一日」とあるのは「二月二日から三月一日」と、同項第五号中「当該年の前年」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

12 年金保険者は、毎年五月十日までに、当該年の二月二日から三月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（この場合において、第二項第一号から第三号まで中「当該年の前年」とあるのは「当該年の前々年」と、「当該年の一月一日」とあるのは「当該年の前年一月一日」と、「四月二日から五月一日」とあるのは「二月二日から三月一日」と、同項第四号中「当該年の前年」とあるのは「当該年の前々年」と、「四月二日から五月一日」とあるのは「二月二日から三月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の三月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

13 年金保険者は、毎年六月十日までに、当該年の三月二日から四月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（この場合において、第二項第一号から第三号まで中「当該年の前年」とあるのは「当該年の前々年」と、「当該年の一月一日」とあるのは「当該年の前年一月一日」と、「四月二日から五月一日」とあるのは「三月二日から四月一日」と、同項第四号中「当該年の前年」とあるのは「当該年の前々年」と、「四月二日から五月一日」とあるのは「三月二日から四月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の四月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

14 年金保険者（地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合を含む。次項において同じ。）を除く。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び国民健康保険団体連合会の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

15 地方公務員共済組合は、第一項から第十三項までの規定による通知を行う場合においては、地方公務員共済組合連合会、指定法人及び国民健康保険団体連合会の順に經由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

16 年金保険者（厚生労働大臣に限る。）は、日本年金機構に、第一項から第十三項までの規定による通知に係る事務を行わせるものとする。

17 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

（準備行為）

第二条 この省令による改正後の介護保険法施行規則第百六十五条の四の二の規定による通知及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

（年金保険者の市町村に対する通知に関する特例）

第三条 平成二十九年六月までの間の第百六十五条の四の二第二項第一号の規定の適用については、

同号中「前年以前三年内」とあるのは「前年」と、同項第二号の規定の適用については、「前年以前

二年内」とあるのは「前年」とする。

2 平成二十九年七月から平成三十年六月までの間の第百六十五条の四の二第二項第一号の規定の適用については、同号中「前年以前三年内」とあるのは、「前年以前二年内」とする。

○厚生労働省告示第七十九号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の第三項第一号及び第六十一条の第三項第一号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の第三項第一号及び第六十一条の第三項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月一日から適用する。

平成二十八年三月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の四の項中「及び」を「、」に改め、「零とする。」の下に「及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額」を加える。

○厚生労働省告示第八十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月一日から適用する。

平成二十八年三月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の二の項中「及び」を「」に改め、「零とする。」の下に「及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額」を加える。

○厚生労働省告示第八十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十五條の四の二第一項第二号並びに介護保険法第五十一條の三第二項第一号及び第六十一條の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）及び介護保険法第五十一條の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一條の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める年金を次のように定め、平成二十八年八月一日から適用する。

平成二十八年三月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働大臣が定める年金

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金

三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金

四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金、通算遺族年金及び特例遺族年金

五 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害年金、遺族年金、寡婦年金、遺児年金、通算遺族年金及び特例遺族年金

六 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害及び死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

七 平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

八 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

九 平成二十四年一元化法附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害及び死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十 平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

十一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）による障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

十二 平成二十四年一元化法附則第七十八條第三項に規定する給付のうち障害及び死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第七十九條に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十三 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

十四 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六條第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十五 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六條第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金、遺族年金及び通算遺族年金